堂々の消防出初式
本年は中学校で

年も改まって日も浅い十日、恒例の当町消防団出初式が、統合中学校々庭で、華々しく挙行されました。

当日は県係官を始め、四隣町村、及び町内有志多数御列席の下に午前九時半から開式、団旗入場から始まって、服装、機械器具の点検、ポンプ操法、分列行進、放水試験等四隣に威容を誇る当町消防団の面目を遺憾なく発揮、誠に心強い限りでありました。

当日、県知事及び県消防協会長、郡支部長の表彰を受けられた方々は次の通り

県知事功労章

本部	鈴木恒一

県知事精勤章

本部	石毛　忍
大総本部	小柴長道
横芝第一分団	堀田静之進
仝　第二分団	大木藤樹
上堺第一分団	髙橋伊三郎
仝　第三分団	川島襄次

県消防協会功労章

本部	伊藤勝衛
仝	池沢　務
仝	海保久四郎

県消防協会精勤章

本部	太智義博
大総第一分団	大木徳栄
仝　第四分団	子安常夫
仝　第七分団	伊藤一郎
横芝第三分団	鈴木義見
仝　第四分団	宇井英雄
仝　第八分団	渡辺雅雄
仝　本部	石橋文雄
仝	渡辺　功
上堺第一分団	佐瀬昇市
仝　第四分団	伊藤　寿

郡支部長表彰

大総第三分団	鈴木新治
仝　第六分団	川島隆志
仝　第八分団	小川英男
仝　第十分団	宇井　巌
仝　本部	井上利雄
仝　第五分団	鈴木貞司
仝	斎藤秀男
仝　第六分団	滝田文雄
仝　第七分団	斎藤規矩男
仝　第九分団	実川　節
上堺第二分団	海保惣吉
仝　第三分団	伊東　勤
仝　第四分団	伊藤幸夫

駅前に歩道ができます

最近の横芝駅前は、国鉄、バス、タクシー等の乗降客や自動車の乗り入れもあって、混雑も甚だしく、事故寸前の状態にもあるので、これが解決策については、地元から強い要望があり、愈々県の手で歩道の新設に乗り出すことになりました。

これは、両側に残してある県有地を利用して、幅三、六米、延長五十米のブロック敷きの歩道を新設するもので、完成のあかつきは、当町の玄関口に相応しく、整然とした街路となることでしょう。

いままで、この用地は十軒程の商店に利用されており、当町眼抜きの場所でもあり、その明渡しについては色々と困難な問題がありますが、町当局の斡旋により、大多数の商店は既に取りこわしを終りました。残る数軒も近く立退きを終る予定になっています。

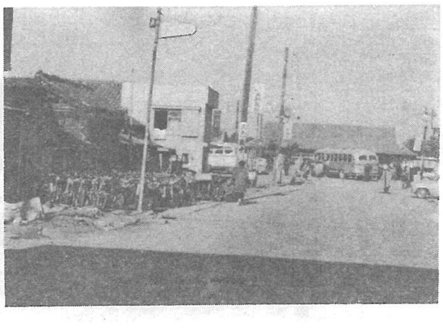

とりこわしの終つた歩道用地

桃太郎談議

S君は某社に勤務する中年のサラリーマンである。戦後からの勤務なので定年まで勤めていても終身年金の対象となる見込みはないが、二三年前から始めたマネービルでどうやら退職後の生活も見通しはたてられそうである。まあ平和な家庭の一つである。

今日は正月も五日目、トランプにも、キャッチボールにも、遊びつかれた子供達が、お祖母さんを囲んで話し合っている。お祖母さん得意の桃太郎鬼ケ島遠征の昔話である。

「ねえーその桃はどうしたのよう」

「だからのう、桃から桃太郎が『おぎゃあ』と生れてのうだんだん大きくなって、丸々とした立派な児になって、そして——」

「鬼ケ島へ鬼退治に行ったってんだろう——そんなこと分ってるよ」

「じゃあ何だっていうんだい勇坊……」

「僕はその桃のことを聞いてるんだよ、その大きな桃は誰と誰が食べたんだよう」

「誰が食べた?勇坊は何を聞いてるの、おばあちゃんはね、桃太郎さんが鬼退治のお話をしてるんですよ」

「だって、そんな大きな桃もったいないよ、そんなに大きかったらずい分大ぜいで食べられるだろう——」

「そんなことおばあちゃんはしりませんよ、…それから鬼を退治して宝物を沢山——」

「宝物ってなあに……」

昔々の物語りには相当自信のあった筈のお祖母ちゃんも、勇坊に合っては叶わない。勇坊には鬼退治の話より、果物である桃の方が心配なのである。

「そうそう、それではね、明日は六日だからおばあちゃんが年金をもらって、勇坊に大きな大きな桃の缶詰を買って来てあげようね」

「わあ凄い、僕大きな桃より缶詰の方がいいや……」

お祖母ちゃんは七十四才、厚生省の調査を待たなくてもまだまだ十年は孫達の子守が出来そうである。今年で二年余り受ける福祉年金で孫達の受けは誠に良い。この福祉年金の恩恵は勇坊ばかりでなく、小学五年生の幸雄君、中学二年生の和子さんにも及ぶらしい。おばあさんの形勢如何と眺めていた幸雄坊やは言ったものである。

「勇坊、お前馬鹿だなあ、その桃は病気になっちゃったんだよ、お母さんだって、勇坊が生れた後ずーっと寝てたんだぞ、ねえおばあちゃん」

「ああ、そうだよそうだよ病気だったんだよ。だから誰も食べなかったんだよ」とようやく面目を取戻したお祖母さんである。

「ねー勇坊、そしておじいちゃんや、おばあちゃんに育てられて大きくなったんだよ。勇坊も、おばあちゃんに可愛がられているから、きっと、立派な良い子になるわ」

これは中学生の和子姉さんである。

「そうともそうともみんなよく知っとるねーおばあちゃんの言わうとすることを、みんな言っちまったよ……明日はね、みんなに、大きな大きな缶詰やお菓子を沢山買ってあげるよ」

桃太郎談議の成行きを見守っていたS君の奥さんが、今まで一度も顔を見せたことのない国民年金係の窓口を訪れて任意加入の手続きを済ませたのは、松も取れたばかりの一月八日の午前中であった。

「主人も言うんですの、年寄りになってから自分で自由に遣える金も必要だって、それにピース一本を一日に節約すればいいんだからって……」

誰彼を掴えて語る奥さんの顔は幸福そのものである。

正月にちなんで

◆**一月のこよみ**　一月を正月とよぶのは中国から起った名前で、唐（西暦六一八年ごろ）の時代に「王者正に居る」という義からとったと伝えられる。英語ではJanuaryというが、月日と歳をつかさどる神Janusからとったものである。わが国では一月を古来「むつき」（睦月）と呼ぶが、これは、「貴きもいや（践）しきもたがいに行きき し、親しみ、むつみ合う月」だからとされている。

◆**松・竹・梅**＝植物学のそれでなくて、お正月にめでたい松竹梅の話。◎松は祭木（まつりぎ）の略という説があるが一年中青々として、千年の霜雪にたえて緑の色を保つので、おめでたい木として用いられている。◎竹は丈（たけ）または長（たけ）の転意とも、また高（たか）の転じたものともいわれている。たけ高くすくすくと生長するとか、その幹は青く色を変えないというところからめでたい表象となったという。◎梅は熟実（うみみ＝熟した実）の転約されたものといわれる。諸木に先立って、雪や霜にたえて咲き、わが家の繁栄もかくあれと、松竹にそえて用いられているわけである。

◆**おぞうに**＝おぞうにはお正月三カ日の朝きまって食べる。いつごろから始まったか明らかでないが、おそらく鏡もちの歴史と同じようにずいぶん古くからのものであろう。正月三カ日だけでなく年賀の客にはいつでも用い、冬の日の重宝な食物でもある。もちはもちろんだが、いも、大根、白サイ、ごぼう、こんぶ、干あわび、いりこ、にんじん、鳥肉、かまぼこなどを入れたおぞうには栄養もたっぷりである。

おぞうに＝お雑煮＝いろいろな品をまぜて煮るからそう言うのだろうが、古い本に「雑煮の本名は、ほうぞう＝烹雑＝という。公家年中行事にあり」とある。

選挙管理委員会だより

昭和三十六年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿及び千葉県北部海区漁業調整委員会委員選挙人名簿が、十二月二十日確定しました。確定選挙人名簿の投票区別登載者数は、次のとおりであります。

㈠　基本選挙人名簿

投票区別	男	女
第一投票区	八三三	一、〇一七
第二投票区	一、〇九三	一、二九七
第三投票区	七三一	八九三
第四投票区	四二五	五一〇
第五投票区	五四七	六二〇
合計	三、六二九	四、三三四

㈡　漁業調整委員選挙人名簿

投票区別	男	女
横芝町投票区	二〇三	二三二

児童手当法ができました
該当者は必ず申請を

現在の社会状勢から見ると、母子家庭等が置かれている経済的な条件は、非常に不利なものがあります。

去る臨時国会で、児童手当法が成立し、児童の福祉をはかるため、手当が支給されることになり本年一月一日から施行されることになりました。

これに該当する児童は、次のような子供で、公的年金や遺族補償を受けている場合や、前年の所得が十三万円以上である者は除かれます。

1，離婚したため父と生活を共にしていない子供
2，父が癈疾者である子供
3，父が生死不明の子供
4，父が一年以上家庭をすてている子供
5，父が死亡している子供
6，父のわからない子供
7，両親のわからない子供

手当の金額は子供一人で八〇〇円、二人で一、二〇〇円、三人目からは一人について二〇〇円が加算されます。

この制度は該当者自身から申請しないと支給されないので、該当者は必ず申請して下さい。わからないことがありましたら、役場厚生課、または民生委員にお尋ね下さい。

横芝町住宅改良資金貸付條例

「議会だより」の中でお知らせしましたが、参考までに、次にその概略を掲げます。

第一条　この条例は、主として農林漁業に従事する者の住宅改良にあてるための資金（以下「住宅改良資金」という）の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条　住宅改良資金の貸付対象は台所、風呂場等の構造を改善する事業とする。

第三条　この資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えているものでなければならない。

一、主として農業、林業または漁業のいづれか一以上の職業により生計を維持していること。

二、町民税及び固定資産税を完納していること。

三、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。

四、貸付を受けた資金の償還及び利息の支払について、充分な支払能力を有すること。

五、確実な連帯保証人があること。

第四条、貸付の条件は、次のとおりとする。

一、利率　年六分五厘

二、償還方法　資金交付の翌月から起算して十年以内に元利均等の方法により年賦又は半年賦償還するものとする。但し期限前において繰上償還することができる。

三、延滞金　延納金額につき日歩三銭とする。

第五条　資金の貸付額は、工事費（補助金が交付される場合においては、その額を控除したもの）の七割五分に相当する額（その額が一十万円をこえるときは、一十万円）の範囲内とする。

第六条　資金の貸付を受けようとする者は、町長が定める手続により、資金の借入申込をしなければならない。

第七条　町長は、前条の申込があったときは、貸付の可否及び貸付額を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。

第八条　前条の規定により資金の貸付決定を受けた者は、別に定める期間内に工事に着手し、及び完成させ、その都度すみやかに町長に届出なければならない。

第九条　前条の工事完成の届出があったときは、町長は、所定の検査を行い、別に定めるところにより貸付契約を締結すると同時に資金を交付するものとする。ただし、貸付を受けようとする者の希望があるときは、工事の出来高に応じ、必要と認められる限度において、資金を分割して交付することができる。

第十条以下略